

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日
を以てする)

目次

◇告 示

結核予防法による医療機関の指定

土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の縦覧

道路の区域の変更

道路の供用の開始

道路の位置の指定

臨時種畜検査の実施

土地改良事業計画に係る事業計画書の写しの縦覧

土地改良事業計画に係る事業計画書の写しの縦覧

◇公 告

鳥取県立境水産高等学校専攻科生徒募集要項

毒物劇物取扱者試験の実施

高圧ガス作業主任者試験の実施

理容師及び美容師試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百八十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者
昭和四十年 西田内科 倉吉市堺町二丁目九六二の三 西田龍之介
九月十一日 番地

鳥取県告示第四百八十六号

昭和四十年一月二十五日付けで倉吉市不入岡三二一番地 簸中政雄ほか二十二人の者から申請のあつた久米ヶ原土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十年十月四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 倉吉市役所及び大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和四十年十月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員		延 長	
			旧	新	旧	新
県道	大山御机線	日野郡溝口町大内字榊水原 県道大山溝口線分岐点から 同郡江府町大字御机県道 如来原倉吉線接合点まで	七・〇	七・一	九、九五六九	九三〇
			二〇・〇	三一・〇		

鳥取県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、昭和四十年十月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大山御机線	日野郡溝口町大内字榊水原 から 同郡江府町大字御机 まで	昭和四十年十月一日

鳥取県告示第四百八十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年九月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
 昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長
 及び氏名

日野郡溝口町 米子市旗ヶ崎字長瀬谷南
 白水四一番地
 松原 保昭
 八七番三の部
 八七番四の部
 八七番五の部
 八七番六の部
 八七番七の部
 八八番一の部
 八八番二の部
 八八番三の部
 八八番四の部
 八八番五の部
 八八番六の部
 八八番七の部
 八八番八の部
 八八番九の部
 八八番十の部
 八八番十一の部
 八八番十二の部
 八八番十三の部
 八八番十四の部
 八八番十五の部
 八八番十六の部
 八八番十七の部
 八八番十八の部
 八八番十九の部
 八八番二十の部
 八八番二十一の部
 八八番二十二の部
 八八番二十三の部
 八八番二十四の部
 八八番二十五の部
 八八番二十六の部
 八八番二十七の部
 八八番二十八の部
 八八番二十九の部
 八八番三十の部
 八八番三十一の部
 八八番三十二の部
 八八番三十三の部
 八八番三十四の部
 八八番三十五の部
 八八番三十六の部
 八八番三十七の部
 八八番三十八の部
 八八番三十九の部
 八八番四十の部
 八八番四十一の部
 八八番四十二の部
 八八番四十三の部
 八八番四十四の部
 八八番四十五の部
 八八番四十六の部
 八八番四十七の部
 八八番四十八の部
 八八番四十九の部
 八八番五十の部
 八八番五十一の部
 八八番五十二の部
 八八番五十三の部
 八八番五十四の部
 八八番五十五の部
 八八番五十六の部
 八八番五十七の部
 八八番五十八の部
 八八番五十九の部
 八八番六十の部
 八八番六十一の部
 八八番六十二の部
 八八番六十三の部
 八八番六十四の部
 八八番六十五の部
 八八番六十六の部
 八八番六十七の部
 八八番六十八の部
 八八番六十九の部
 八八番七十の部
 八八番七十一の部
 八八番七十二の部
 八八番七十三の部
 八八番七十四の部
 八八番七十五の部
 八八番七十六の部
 八八番七十七の部
 八八番七十八の部
 八八番七十九の部
 八八番八十の部
 八八番八十一の部
 八八番八十二の部
 八八番八十三の部
 八八番八十四の部
 八八番八十五の部
 八八番八十六の部
 八八番八十七の部
 八八番八十八の部
 八八番八十九の部
 八八番九十の部
 八八番九十一の部
 八八番九十二の部
 八八番九十三の部
 八八番九十四の部
 八八番九十五の部
 八八番九十六の部
 八八番九十七の部
 八八番九十八の部
 八八番九十九の部
 八八番百の部

幅員
 四・六メートル
 延長
 七八・四メートル

鳥取県告示第四百九十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種番検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。
 昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実 施 期 日

第 一 次 第 二 次

十月二十二日	午前九時より	十月二十五日	午前九時より
〃 二十三日	〃	〃 二十六日	〃
〃 二十五日	〃	〃 二十八日	〃
〃 二十六日	〃	〃 二十九日	〃
〃 二十七日	〃	〃 三十日	〃

倉吉市八屋

倉吉

倉吉

鳥取市国安 鳥取県種畜場 乳牛、和牛及び豚

八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場

米子市勝田町 米子

日野郡日野町根雨 根雨

倉吉市八屋 倉吉

鳥取県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十年九月十日付けで岩美郡国府町大字上地一五六の一番地 霜村則義ほか十四人の者から申請のあつた県管で行なう菅野地区開拓パイロット事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

菅野地区開拓パイロット事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十年十月二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十二号

昭和四十年九月十六日付で鳥取市越路土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（開拓パイロット）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和四十年十月二日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市越路 鳥取市越路土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

昭和四十一年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒を次の要項により募集する。

昭和四十年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 荻 原 治 郎

一 募集生徒数

水産学科

漁業科 約十名

機関科 約十名

二 出願資格

1 昭和四十一年三月水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業した者

三 出願期間

1 昭和四十年十月一日(金)から十月五日(火)十二時までとする。

2 郵送の出願書類は、十月五日(火)までの消印のあるものは有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、三に定める出願期間内に、次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校に提出しなければならない。

(一) 入学志願書に入学選抜手数料として三百五十円分の鳥取県収入証紙(消印をしてはならない。)をはりつけたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 鳥取県立境水産高等学校長は四の1の願書を受理したときは、入学志願者を受験証を交付するものとする。

3 入学志願書は、鳥取県立境水産高等学校から交付を受けるものとする。

五 入学選抜の方法

1 入学選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学選抜学力検査等の結果を総合して行なう。

2 入学選抜学力検査及び身体検査・面接は、次のとおり行なう。

(一) 期日 昭和四十年十月二十日(水)午前九時から午後三時まで
(学力検査)

昭和四十年十月二十一日(木)午前九時から正午まで(身体検査・面接)

(二) 場所 鳥取県立境水産高等学校

(三) 学力検査の教科

漁業科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関術(一)(二)、海事法規、英語及び数学

六 合格者の発表

昭和四十年十月二十六日(火)とし、鳥取県立境水産高等学校に掲示す

るほか、合格者に通知する。

七 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑事項は、鳥取県立境水産高等学校に問い合わせること。

八 参考事項

1 専攻科の教育課程は、漁業及び機関に関する事項を精深な程度において履修させる。

2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は前期(四月～八月)及び後期(九月～三月)の二期とする。

3 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等の措置については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

九 注意事項

入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次の要領により実施する。

昭和40年10月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 期日及び場所

昭和40年11月5日(金曜日)午前10時30分から午後3時30分まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(一) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。))別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)第2条に規定する受験申請書に500円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和40年10月20日までに所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真2枚(申請前6月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形で台紙のないもの)

(4) 精神障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和40年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。
昭和40年10月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
丙種化学主任者	高圧ガスの取縮りに関する法令	9.00～10.30
免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	10.40～12.40
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	13.30～15.00
第3種冷凍機械主任者免状に係る試験	高圧ガスの取縮りに関する法令	9.00～10.30
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10.40～12.10

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和40年11月28日（日曜日）

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1—220 鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

(1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則（昭和26年通商産業省令第8号。以下「規則」という。）別表第19の様式によること。

(2) 履歴書 規則別表第20の様式によること。

(3) 写真 真 手札形合紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

(4) 受験手数料
受験手数料の額（700円）に相当する鳥取県収入証紙を受験願書上部にはつて納付すること。この場合鳥取県収入証紙に消印しないこと。

(5) 受験願者提出期間

昭和40年9月27日から昭和40年10月10日まで

(6) 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和40年10月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和40年10月28日 午前9時

場所 鳥取市東町 鳥取県庁講堂

米子市角燈町2丁目 米子保健所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和40年11月8日 午前9時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、理容師試験受験者であれば厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師試験受験者に

<p>あつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4ヶ月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師に必要な知識及び技能を修得した後1年以上実地習練を経たもの</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者</p> <p>(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者</p> <p>(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終つた者</p> <p>(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者</p> <p>3 試験の方法</p> <p>試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。</p> <p>4 出願方法</p> <p>(1) 願書の提出期間</p> <p>昭和40年10月6日から昭和40年10月19日まで(郵送のものについては、昭和40年10月19日までの消印のあるものは有効とする。)</p> <p>(2) 願書の提出先</p> <p>ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所</p> <p>イ 県外居住者は、鳥取市東町鳥取県厚生部衛生課</p>	<p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受験願書(別記様式によること。)</p> <p>イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なつた場所及び期間を記載すること。)</p> <p>ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書</p> <p>エ 実地習練を終了したことを証する書面</p> <p>オ 戸籍謄本、戸籍抄本文又は戸籍記載事項証明書</p> <p>カ 写真(出願前6月以内に撮影した名刺判、脱刺、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)</p> <p>(4) 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。</p> <p>5 試験手数料</p> <p>(1) 試験手数料は、500円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけて納付すること(収入証紙に消印を押しないうと。)</p> <p>(2) 納付した手数料は還付しない。</p> <p>6 試験場に持参するもの</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>受験通知書、筆記用具及び圧食</p> <p>(2) 実地試験</p> <p>ア 受験通知書、昼食及び上ばき</p>
---	--

1 理容師試験を受ける者
 白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等
 2 美容師試験を受ける者
 白衣及びコールドパーマネットウエアー等の施術上必要な器具、材
 料、化粧品及び応急薬品

7 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容のモデルは、
 なるべく年令18才から30才までの者で、髪に著しい癖のないもので
 あること。

8 その他

- (1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願
 書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明の点がある場合は、所在地を管轄する保健所又は
 鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
- (3) 文書による照会には、1.0円切手を同封すること。

別記様式 (B列5判)

理容師(美容師)受験願書

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

(ふりがな)
 氏 名

年 月 日生

収入証紙
 はりつけ欄

理容師法第2条第1項 (美容師法第4条第1項) の規定による理容師
 (美容師) 試験を受験したいので、別紙(関係書類を添えて)願いま
 す。

昭和 年 月 日

氏 名 (印)

鳥取県知事 石破二郎殿

(注) 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱書するこ
 と。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県印刷所
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】